

## 第2回青森市農業委員会臨時総会 議事録

1. 開会日時： 平成29年7月12日（水）午後2時

2. 開会場所： 青森市役所 柳川庁舎 2階 大会議室

3. 閉会日時： 平成29年7月12日（水）午後3時8分

### 4. 議 案

議案第26号 青森市農業委員会の委員の選任に関する要綱案に対する意見について

議案第27号 青森市農業委員募集要綱案に対する意見について

議案第28号 青森市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規則の制定について

議案第29号 青森市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について

議案第30号 青森市農地利用最適化推進委員募集要項の制定について

議案第31号 委員の辞任に対する同意について

### 5. 報 告

報告第13号 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い制定された条例について

### 6. 出席した委員の議席番号及び氏名（29名）

1番 穂元 慶一	4番 安部 浩一	5番 天内 輝明
6番 有馬 嘉蔵	7番 一戸 昭憲	8番 大柳 壽憲
9番 奥崎 元逸	10番 奥谷 俊治	12番 鎌田 清勝
13番 鎌田 政永	15番 工藤 幸造	16番 工藤 榮
17番 工藤 隆志	18番 工藤 努	19番 小泉 作郎
20番 小泉 重年	21番 高坂 繁光	24番 齊藤 光朗
25番 佐藤 紘一	27番 澤田 今日一	29番 千葉 眞一
30番 堤 武久	31番 豊川 民男	32番 西澤 清光
33番 福士 修身	34番 福田 公夫	35番 森 正史
36番 成田 幸信	38番 渡邊 兼治	

### 7. 欠席した委員の議席番号及び氏名（8名）

2番 小豆畑 緑	3番 穴水 佳行	11番 奥谷 進
14番 工藤 健	22番 齋藤 榮一	23番 澤谷 博信

26 番 佐藤 良隆

28 番 館田 瑠美子

8. 会議に従事した職員の職・氏名

事務局長	梅田 喜次	次 長	對馬 修治	分室長	太田 年紀
主 幹	堀内 和之	主 幹	岩渕 尚之	主 査	小山 隆
主 査	工藤 武	主 事	立花 夕貴		

9. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長

それでは、次第に従いまして進めてまいります。ただ今の出席委員は在任委員 37 名中、29 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会は成立しておりますことを報告いたします。

なお、澤谷委員は所要のため、遅れて出席するとの連絡を受けております。

○事務局次長

開会の言葉を高坂 繁光会長職務代理者からお願いします。

○高坂 繁光会長職務代理者

ただ今から、第 2 回青森市農業委員会臨時総会を開会いたします。

《 開 会 》

○事務局次長

次に『青森市農業委員憲章』の唱和をいたします。お手元の議案書の裏面を御覧下さい。前段を会長が読みますので、そのあとを皆さんで御唱和いただきたいと思います。恐れ入りますが、皆様その場で御起立をお願いいたします。それでは、会長よろしくをお願いいたします。

○福士 修身会長

それでは前文を私が読みますので、委員の皆様は後に続いて御唱和をお願いいたします。

《 青森市農業委員憲章 唱和 》

○事務局次長

御着席をお願いいたします。

**○事務局次長**

次に、青森市農業委員会 福士 修身会長より御挨拶を申し上げます。

《 福士会長 挨拶 》

**○事務局次長**

ありがとうございました。

**○事務局次長**

それでは、会議に移らせていただきます。議長につきましては、『青森市農業委員会総会会議規則第6条』の規定により、会長が務めることとなりますので、福士会長、議長席へ移動をお願いいたします。

《 福士会長 議長席に移動 》

**○議長（福士 修身会長）**

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行にあたり皆様の御協力をお願いいたします。

また、会議で発言する際は、挙手の上、議長の許可を得てから御起立いただき、議席番号を告げてから、発言されるよう御協力をお願いいたします。

**○議長（福士 修身会長）**

最初に議事録署名者の指名ですが、議長から指名してよろしいかお諮りいたします。

**○各委員**

（異議なし）

**○議長（福士 修身会長）**

異議なしと認め、議事録署名者は、16番 工藤 榮委員と17番 工藤 隆志委員を指名いたします。両委員、よろしくをお願いいたします。

**○議長（福士 修身会長）**

続きまして会期を定めます。会期は本日1日と決定してよろしいでしょうか。

**○各委員**

（異議なし）

**○議長（福士 修身会長）**

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

### ○議長（福士 修身会長）

それでは、議案の審議に入ります。

まずは、議案第 26 号と議案第 27 号ですが、関連がありますので、一括して事務局から議案の説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

### ○事務局

意見を求められた議案第 26 号について、御説明いたします。議案書の 2 ページでございます。

まず、第 1 条は本要綱の趣旨です。農業委員会等に関する法律及び施行規則に規定する事項以外に、農業委員の選任に関し必要な事項を定めるものです。

第 2 条は推薦の種類です。法律の第 9 条で、「市町村長は農業委員を任命しようとするときは、農業者、農業者が組織する団体等に対して候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。」と規定されております。それを受けて、推薦には 1 つに個人からの推薦である一般推薦と、2 つに団体推薦があることを定めております。なお、今まで選任委員の団体推薦をしていただいていた青森農業協同組合、ひろさき広域農業共済組合、津軽広域農業共済組合、土地改良区につきましては、法改正によりまして新たな仕組みとなりますことから、新制度の概要も含めた推薦制度の概要について、お知らせ、説明して協力を求めることとしております。

第 3 条は推薦及び応募の資格です。農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等について、その職務を適切に行うことができる者で、委員の選任予定日において、以下の 3 つに該当することが必要となります。なお、(1) に規定されている住所要件でございますけれども、市外に住所を有する者で、青森市に農地を所有しておりまして、地域の状況等を熟知している方などの事情があれば、(1) にも該当する場合もあるということでございます。

第 4 条は推薦手続です。4 ページ以下に様式が規定されております。詳しくは募集要綱案のところで説明いたします。この様式につきましては、ホームページ、インターネットで公開しまして、エクセル形式で直接パソコンでも入力できるようにしております。

第 5 条は募集手続です。8 ページ以下に様式が規定されておりますが、この推薦によらないいわゆる応募申込、この様式は、裏面の抱負欄のスペースを多くしているのが特徴です。

第 6 条は推薦の求め及び募集の周知です。広報あおもりや本ホームページへの掲載などで、募集期間は 30 日間で、必要な場合は期間の延長も規定しております。

第 7 条は被推薦者及び応募者に関する情報の公表です。ホームページで募集期間の

中間及び終了時において、推薦書、応募申込書の内容を公表するものでございます。

第8条は委員候補者の選考です。市長の求めによりまして、条例で定める委員候補者選考委員会で選考する旨の規定です。

第9条は委員の選任です。市長は、選考委員会での答申を受けて、委員候補者を決定して、議会の同意を受けて選任することを規定しております。

第10条は委員の補充です。委員の欠員が定数の6分の1を超えた場合、今回の場合ですと定数19名となっておりますので、欠員が4名発生した場合は、速やかに欠員補充に努めなければならない旨の規定です。

第11条はその他です。必要な事項は、市長が別に定める旨の規定です。

続きまして、議案第27号の青森市農業委員募集要綱案について、御説明いたします。

11ページを御覧ください。1の募集人員については、これは市内の農地面積と基準農業者数から施行令により農業委員の定数の上限が19人と定められており、条例で農業委員の定数を19人と規定したことから募集人員は19人となります。

2の業務は、(1)から(3)に記載している業務となります。

3の任期は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとなっております。

4の身分は、本市の特別職の非常勤職員となります。

5の報酬は、月額46,000円程度です。

6の推薦及び応募資格ですが、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会業務を適切に行うことができる方です。ただし次の(1)から(3)に該当する方は応募資格がありません。

7の募集期間は、平成29年10月2日(月)から31日(火)までの30日間としています。

8の推薦及び応募方法は、推薦を受ける場合は、2人の推薦による一般推薦と、団体が推薦する団体推薦があります。このほかに自ら応募する一般募集があります。農業委員と農地利用最適化推進委員については、両方に推薦又は応募ができますが、兼務することはできません。

具体的な提出書類の様式は、14ページを御覧ください。こちらが2名の推薦による一般推薦の提出書類の様式です。

まず1として被推薦者と記載していますが、こちらは推薦を受ける者の情報を記載する欄となっております。氏名、性別、生年月日、年齢や認定農業者であるかどうか等を記載することになります。

2として推薦者と記載していますが、こちらは推薦する2名の情報を記載する欄となっております。推薦者の代表者ともう1人について氏名、性別、生年月日、年齢等を記載する欄となっております。

15ページを御覧ください。こちらは推薦理由等と農地利用最適化推進委員へも推薦しているかどうかを記載する欄となっております。その下に推薦者の代表者の氏名欄に自署又は記名押印をすることになっています。自署とは推薦者の代表者が自分で自分の名前を記載するものです。この場合は押印しなくても構いません。記名押印とは、

氏名の欄にゴム印等を押印した場合は、推薦者の代表者本人の押印が必要になります。3として被推薦者の抱負と同意と記載していますが、こちらは、推薦を受ける方が記載する欄で、抱負を記載するほかに、資格要件や記入内容等を確認するために、戸籍情報や住民記録等を関係機関に照会することについて同意をしていただく必要があるため、自署または記名押印をしていただきます。

16 ページを御覧ください。こちらは団体推薦の提出様式です。1の被推薦者の欄につきましては、一般推薦と同様ですので説明を割愛させていただきます。2の推薦者の欄ですが、こちらは団体等の名称、代表者等の氏名、事務所の所在地等を記載する欄となっております。

17 ページを御覧ください。こちらの推薦理由等と農地利用最適化推進委員への推薦については、一般推薦と同様です。その下の欄は、推薦する団体の代表者の自署又は記名押印をする欄となっております。3の被推薦者の抱負と同意も一般推薦と同様ですので説明を割愛させていただきます。

18 ページを御覧ください。こちらは自ら応募する場合の提出様式です。応募する方の情報を記載する欄になっています。項目の内容は一般推薦と同様ですので、説明は割愛させていただきます。

19 ページを御覧ください。こちらは応募理由等と抱負の記載欄、そのほかに資格要件や記入内容等を確認するために、戸籍情報や住民記録等を関係機関に照会することについて同意をしていただく必要があることから、自署または記名押印をしていただきます。他の提出様式と違うところですが、項目は同じですが、抱負の欄が広がっております。以上が提出様式の説明となります。

今、説明いたしました提出様式につきましては、13 ページに記載している場所に備え付けることとしています。

12 ページにお戻りください。提出様式についてはこのほか、青森市農業委員会事務局のホームページからも見るができるようにする予定です。検索方法は青森市のホームページの「目的から探す」をクリックしていただき、次に「組織から探す」をクリックしていただき、次に「農業委員会」をクリックしていただくと農業委員会事務局のホームページにたどり着きます。ここにエクセル様式の提出様式を掲載していますので、入力、プリントアウトして提出していただく形になります。

9の受付は、期間が10月2日(月)から10月31日(火)までで、受付時間は午前8時30分から午後5時まで、土日祝日は受付しません。持参の場合は、農業委員会事務局または分室に、所定の用紙に必要事項を記入の上、提出してください。郵送の場合は、農業委員会事務局または分室に、所定の用紙に必要事項を記入の上、郵送してください。10月31日までの消印が有効となります。

10の公表ですが、募集状況については、農業委員会法に基づき、募集期間の中間と終了後遅滞なく公表することとなっていることから、10月中旬に中間報告、11月上旬に最終報告を青森市ホームページ上に掲載します。公表内容については、推薦書や応募申込書に記載されている住所、生年月日、電話番号等を除いた記載事項になります。

11の委員候補者の選考は、基本的に書類選考により委員候補者を決定いたします。その後、1月下旬頃に推薦者及び応募者へ郵送で連絡します。説明は以上です。

**○議長（福士 修身会長）**

説明が終わりました。それでは、本案に関する御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

**○30番（堤 武久委員）**

農業団体はどこからどこまでの範囲となっていますか。

**○事務局**

特に規定はございません。例えば、農協でもよろしいですし、水利組合や農事振興会、農協の部会でも構いませんし、農業と関係がない団体からの推薦であっても構いません。

**○4番（安部 浩一委員）**

選任に関する要綱（案）についてですが、第3条に（3）の「暴力団員と社会的に非難されるべき関係にない者」とありますが、反社会勢力かどうかをどうやって判断するのですか。警察署に照会を出すのですか。

**○事務局**

こちらは青森市暴力団排除条例が根拠となっております。その取扱事例等も含めて、担当課に照会して該当するかどうか判断したいと思います。

**○4番（安部 浩一委員）**

警察署に照会するということですか。

**○事務局**

庁内に青森市暴力団排除条例の所管課がございます。具体的には市民生活課だと思えますが、そちらと協議して該当するかしないかを決めていきたいと思えます。【※市民生活課→誤、危機管理課→正】

**○4番（安部 浩一委員）**

舎弟企業と呼ばれる会社も含まれるのですか。

**○事務局**

ここでは具体的に今言った表現の方が該当するかどうかは、責任を持った回答はできかねます。申し訳ありません。

○議長（福士 修身会長）

他に御意見のある方はいますか。

○13番（鎌田 政永委員）

今の安部委員の質問で、暴力団排除条例に該当するかどうかは、誰が判断するのですか。今国会で問題になっているように拡大解釈してしまえば、大概の人が該当すると思います。

○事務局

繰り返しになりますが、条例の運用については市民生活部と協議しまして、後程説明会もごさいますので、具体的な事例で説明できるように準備しておきます。現段階では、正確な事を申し上げられないところです。【※市民生活部→誤、総務部→正】

○議長（福士 修身会長）

他に御意見のある方はいますか。

○13番（鎌田 政永委員）

そうすると、決める方のさじ加減ということにならないでしょうか。

○議長（福士 修身会長）

先程事務局で説明したとおり、説明会までには準備するということですので、御理解願いたいと思います。

○議長（福士 修身会長）

他に御意見のある方はいますか。

○4番（安部 浩一委員）

もう一つなのですが、次の農業委員になる方から認定農業者が過半数以上を占めることになっていますけど、募集要項の中になぜ書かないのかと思いました。

○事務局

具体的には募集要項の方には書かれておりません。法律上、認定農業者の半数以上が決められておりますので、他都市の例も踏まえてあえて書くまでもないと思っておりました。ただし、法制度の概要も含めた、新制度の概要についてのチラシとポスターを用意しておりますが、その中で、認定農業者が半数以上占めることがこれからの農業委員会の一つの要件となっている内容が書かれております。そこはきちんと説明させていただきます。

○議長（福士 修身会長）



他に御意見のある方はいますか。

○各委員

(質問等なし)

○議長(福士 修身会長)

それでは、お諮りいたします。本案については、異議なしの回答をすることに御異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士 修身会長)

異議なしと認め、議案第26号と議案第27号については、そのように回答することに決定いたします。

○議長(福士 修身会長)

次に、議案第28号を議題とします。事務局から議案の説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

議案第28号について説明いたします。議案書の21ページでございます。

推進委員の候補者選考委員会につきましては、市役所の内部組織による選考委員会となっております。なお、農業委員の候補者選考委員会の設置につきましては、報告事項・議案書の49ページで後程御説明いたします。

それでは本題に入ります。第一条は趣旨です。

第二条は設置です。農業委員会の諮問に応じて、推進委員の候補者を選考するために選考委員会を設置するものでございます。

第三条は組織等です。委員につきましては、農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、農業委員会事務局長他、農林水産部内の農業政策課長、農地林務課長、農業振興センター所長の6人でございます。

第四条は任期等です。委員の任期は三年、第2項については守秘義務を定めたものでございます。

第五条は会長の職に関する規定です。

第六条は会議の招集等に関する規定です。

第七条は、この規則に定める以外ものについては、選考委員会に委任する旨の規定です。以上です。

○議長（福士 修身会長）

それでは、本案に関する御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議案第 28 号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

次に、議案第 29 号と議案第 30 号ですが、関連がありますので、一括して事務局から議案の説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案第 29 号について説明いたします。議案書の 24 ページでございます。本規則の各条項につきましては、先程御説明しました農業委員の要綱（案）と同様の部分がありますので、簡易に説明したいと思います。

第一条と第二条は、農業委員と同様です。

第三条は担当する区域及び募集人数です。推進委員につきましては、区域毎に業務を遂行することになります。区域につきましては、人・農地プランの区域・19 地域毎に 1 名となっております。

第四条から第八条までは、農業委員と同様です。ただし 27 ページを御覧いただきたいのですが、様式の一番上の方に、推薦する区域については、第 1 希望、第 2 希望まで記載できることとしております。

戻っていただきまして、第九条、第十条につきましては、推進委員候補者の選考と選任に関する規定です。農業委員会は選考委員会に対して候補者の選考を求めるとともに、農業委員会は選考委員会の報告に基づきまして決定し、委嘱することになります。

第十一条は推進委員の補充です。推進委員につきましては、区域毎に活動していますことから、欠員が生じた場合は、速やかに補充に努めなければならない旨の規定でございます。

第十二条は記載のとおりでございます。

続きまして、議案第 30 号・青森市農地利用最適化推進委員募集要項の制定について説明いたします。34 ページを御覧ください。

1 の募集人員ですが、推進委員の定数については、施行令により、定数は 86 人以下となりますが、「人・農地プラン」の 19 地区に、それぞれ 1 名ずつ配置することとし、条例で農地利用最適化推進委員の定数を 19 人と規定したことから、募集人数は 19 人となります。表に区域を記載しています。区域の詳細につきましては、37 ページの別表 1 に記載していますので後程御覧ください。

2 の業務は、担当する区域において、農地等の利用の最適化の活動を行います。具体的には (1) から (3) に記載している業務になります。

3 の任期は、農地利用最適化推進委員は農業委員会の総会で委嘱されることから、任期は、平成 30 年 4 月上旬から平成 33 年 3 月 31 日までとなります。

4 の身分は、本市の非常勤務特別職となります。

5 の報酬は、月額 41,400 円程度です。

6 の推薦及び応募資格は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方です。ただし、次の (1) から (3) に該当する方は応募資格がありません。

7 の募集期間ですが、農業委員と同じく平成 29 年 10 月 2 日から 31 日までとなっております。

8 の推薦及び応募方法は、農業委員の場合と同様に 2 名の推薦による一般推薦と団体が推薦する団体推薦があります。このほかに自ら応募する一般募集があります。担当区域については、同時に複数の区域について、2 つまで希望でき、推薦または応募が可能です。39 ページから 44 ページに提出様式を記載していますが、39 ページを御覧ください。農業委員の提出様式と異なるところですが、一番上に推薦する区域の第 1 希望と第 2 希望を記載する欄があるところと、農業委員の場合に様式にあった認定農業者かどうかを記載する欄がないところです。

次に 40 ページを御覧ください。中段に、宛先の欄がありますが、農業委員の場合は市長宛でございますが、推進委員に関しましては、農業委員会会長宛ということになります。それ以外は農業委員の場合と同じですので、それ以降の説明は割愛させていただきます。団体推薦の場合と自ら応募する場合も同様ですので、説明は割愛させていただきます。

今、説明いたしました提出様式については、農業委員の場合と同様に 38 ページに記載している場所に備え付けることとしております。

35 ページにお戻りください。このほか農業委員の場合と同様に、所定の様式を農業委員会事務局のホームページからダウンロードできるようにします。9 の受付と 10 の公表につきましては農業委員の場合と同じですので説明は割愛させていただきます。

11 の委員候補者の選考は、農業委員の選考後に、書類選考で推進委員の選考を行うため、選考結果の通知は 2 月下旬頃になります。

12 の問い合わせ先は農業委員の場合と同様に柳川庁舎の農業委員会事務局になります。

ます。説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

それでは、本案に関する御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

○4 番（安部 浩一委員）

今後のスケジュールについて知りたいです。

○事務局

後程御説明いたします。

○議長（福士 修身会長）

他に御意見のある方はいますか。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議案第 29 号と議案第 30 号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

次に、議案第 31 号を議題とします。事務局から議案の説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案第 31 号について説明いたします。議案に記載のとおり、7 月 4 日付けで佐藤 良隆委員から辞任の申し出がありました。改正農業委員会等に関する法律は平成 28 年 4 月 1 日に施行されましたが、その際、「現に在任する農業委員は、任期満了までの間に限り従前の例により在任する。」ものと規定されております。それが議案書の説明にあります「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 29 条第 2 項」の規定です。そのため、農業委員の身分については旧農業委員会等に関する法律が適用さ

れることとなります。旧農業委員会等に関する法律第 16 条では、「農業委員会の委員は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と定められております。なお、正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い、一般の良識に基づいて判断すべきで、例えば身体に障害が生じ、委員としての職務を執行するに支障が生じた場合などは、正当な理由に該当するとされております。説明は以上です。

**○議長（福士 修身会長）**

それでは、本案に関する御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

**○各委員**

（質問等なし）

**○議長（福士 修身会長）**

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

**○各委員**

（異議なし）

**○議長（福士 修身会長）**

異議なしと認め、「佐藤 良隆委員の辞任」について、農業委員会として同意することに決定いたします。

**○議長（福士 修身会長）**

次に、報告事項に入ります。報告第 13 号について、事務局から報告をお願いします。

（分室長 報告文のみ朗読）

**○事務局**

それでは報告事項について、御説明いたします。

平成 29 年第 2 回青森市議会定例会において、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たに条例が制定されました。一つは、「青森市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」、もう一つは、「青森市農業委員会委員候補者選考委員会設置条例」です。

46 ページを御覧ください。こちらは「青森市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」です。主な内容について説明いたします。この条例は第 2 条で農業委員の定数を 19 人、第 3 条で農地利用最適化推進委員の定数を 19 人と定めたものです。

このほかに附則で、施行期日や他の条例の廃止や一部改正を規定しています。

附則の第1項では、施行期日を平成30年4月1日と規定しています。

附則の第2項では、農業委員の選出方法や部会を置かないことから、下線を引いております「青森市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例」と「青森市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例」、「青森市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例」の3つの条例の廃止を規定しています。廃止する条例については、51ページから54ページに条文を掲載していますので、後程御覧ください。

附則の第3項では、新たに設置される農地利用最適化推進委員の月額報酬と、農業委員と農地利用最適化推進委員の年額報酬を定めるため、「青森市特別職の職員の給与に関する条例」を一部改正するものです。

47ページを御覧ください。農業委員の月額報酬について、部会が廃止されることから部会長の報酬の項目を削除するものです。また、農地利用最適化推進委員の月額報酬については、農業委員の月額報酬の9割である41,400円とするものです。また、年額報酬については、農業委員会等に関する法律の改正により農地利用の最適化の推進が、農業委員会の必須業務として位置付けられることから、国においては、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、「農地利用最適化交付金事業実施要綱」に基づき当該交付金事業を実施した農業委員会に対して、交付金を支給することとしています。この交付金は、農地利用の最適化に係る活動を推進するための農業委員及び推進委員の手当又は報酬の財源として交付されるものです。当該交付金は、実施要綱に基づき農地利用の最適化に関する活動を行った場合に、活動量に応じて支給するものです。活動量は毎月、提出される活動日誌により把握いたします。交付金の額ですが、農業委員と推進委員一人当たり月6,000円掛ける12ヶ月分を上限として、農業委員会へ支給されることになっております。これをそれぞれの活動量に応じて、まとめて年額報酬として支給することになります。年額報酬の支給時期については、4月から3月までの活動実績確定後の翌年4月以降に1年分をまとめて、市長と農業委員会会長が協議して定めた額を支給いたします。

次に附則の第4項ですが、「青森市費用弁償条例」の一部改正につきましては、農地利用最適化推進委員が、公務のために旅行した場合に旅費を支給するため、項目を追加するものです。また、現在、農業委員へ部会出席時に日当5,000円を支給していますが、他の行政委員会との均衡上、新制度移行を契機に廃止するものです。

49ページを御覧ください。次に、「青森市農業委員会委員候補者選考委員会設置条例」ですが、任命過程の公正性及び透明性を確保するためには、専門的で多角的な視野及び視点で選考できる者で構成する選考委員会を設置する必要があることから制定されたものです。内容につきましては、先程御説明しました「青森市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規則」と同様ですので、異なる部分を御説明いたします。

第3条を御覧ください。第3条は選考委員会の組織の定数及び構成する者を規定するものです。構成する者については、任命要件等を踏まえて、専門的で多角的な視野

及び視点で選考を行う必要があるため、学識経験者、農業関係団体、経済関係団体、行政関係団体等が推薦する者とし、市長が委嘱することを定めるものです。

附則の第1項では、施行期日を公布の日からと規定しています。

また、附則の第2項では、農業委員会委員候補者選考委員の日額報酬を8,700円と定めるために、「青森市特別職の職員の給与に関する条例」を一部改正するものです。

附則の第3項では、「青森市費用弁償条例」の一部改正につきましては、農業委員会委員候補者選考委員が、公務のために旅行した場合に旅費を支給するため、項目を追加するものです。説明は以上です。

**○議長（福士 修身会長）**

ただいまの報告第13号に対し、御質問などはございますか。

**○各委員**

（質問等なし）

**○議長（福士 修身会長）**

他に御質問・御意見がなければ、以上で本日予定した案件と報告を終了いたします。

**○議長（福士 修身会長）**

次に、その他に入ります。事務局から何かございませんか。

**○事務局**

（事務局から事務連絡4点「新制度移行に係る今後のスケジュールについて」、「友交会視察研修について」、「農作業標準労賃等に関するアンケートの実施について」、「農地パトロールの実施状況が全国農業新聞に掲載されることについて」）

**○議長（福士 修身会長）**

委員の皆さんから、何かございませんか。

**○各委員**

（意見等なし）

**○議長（福士 修身会長）**

ないようですので、以上で会議を終了いたします。

委員の皆様には、議事運営に御協力いただきありがとうございました。

**○事務局次長**

ありがとうございました。それでは、閉会の言葉を高坂 繁光会長職務代理者からお願いいたします。

○高坂 繁光会長職務代理者

これもちまして、第2回青森市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

《 閉 会 》